

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第295号）

〔 教員の資質に関する諮問委員会議事録等非公開決定及び部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日 平成30年7月27日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求の対象となった行政文書のうち、非公開とした平成21年度から平成24年度までの教員の資質に関する諮問委員会の議事録について、別表1の「公開が妥当と判断した部分」を公開すべきである。また、不存在により非公開とした諮問委員会委員の出欠及びその他の出席者に関する記録について、改めて特定のうえ、公開、非公開等の決定を行うべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 平成29年2月28日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

「教員の資質に関する諮問委員会」議事録（平成24年度まで）

- ・ 開催日時・場所に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類
- ・ 委員の出欠およびその他の出席者に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類
- ・ 報告に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類
- ・ 連絡事項に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類
- ・ 府教委からの諮問案の内容が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類
- ・ 「対象教員の校種・職名・年齢」「課題の概要」「審議会の意見」の内容で議事録に含まれないものがあるときはそれを含む関係書類

2 実施機関は、平成29年3月13日、別表2のとおり本件請求に対応する行政文書を特定し、別表2の1の行政文書については、条例第13条第1項の規定により、公開しないことと決定した部分を除いて公開することとする部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行い、公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

また、条例第13条第2項の規定により、別表2の2の行政文書については、非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行うとともに、別表2の3の行政文書については、不存在による非公開決定（以下「本件不存在決定」という。）を行い、それぞれに公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、平成29年6月14日、本件部分公開決定、本件非公開決定及び本件不存在決定（以下「本件各決定」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

非公開決定・部分公開決定を取り消し、全部公開とするよう求めます。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 実施機関は議事録等について条例第8条第1項第4号に該当するとしています。しかし、実施機関はインターネット上のサイトにおいて以前より議事録等の内容を含む情報を編集して公開しています。このことは、サイト上に公開している情報について実施機関が同項に該当しないと判断していることを示しています。今回審査請求人が公開を求めた情報も同種の情報であり、同項に該当しないことは明らかです。
- (2) 実施機関は「名簿」について、公開請求時現在に委員である者の名前を公開したうえで、過去に委員であったものの名前を条例第9条第1号に該当するとして非公開としています。しかし、情報は一旦公開されれば拡散するものです。一旦公開した情報をその後非公開とすることにより公開したことの影響を排することができると思えるのは情報の性質に対する無理解をしめしており不当な決定です。
- (3) 平成13年度から平成15年度の「名簿」について作成していないため存在していないとしていますが、審議会等の委員は日当・旅費の支給を受けるはずで、そのための名簿が作成されているはずであり、この理由は不当です。
- (4) 平成21年度から平成24年度までの委員の出欠に関する記録について作成していないため存在していないとしていますが、委員の出欠状況は審議会の決定事項の有効性に関わる重要事項であり、これらに関する記録を全く作成していないとは考えられません。また、審議会等の委員は日当・旅費の支給を受けるはずで、この点からも何ら記録を作成していないという理由は不当です。

2 反論書における主張

実施機関は、弁明書にもある通り、大阪府のインターネットサイト上で、今回私が公開請求した情報と同様の情報を、平成27年度等一部の年度について、抜粋編集した形で「大阪府教員の資質向上審議会開催状況」等のタイトルで公開しています。

原資料である議事録等には、一般に公開することのできない個人情報も含まれており、原資料のまま公開すると個人情報等について黒塗りするなどの措置が必要となり、美的な問題が生じます。したがって情報を編集していることには妥当性があります。しかしながら、黒塗りを含む形で原資料を公開しても、公開される情報自体は現在サイト上で公開されている情報と同じものであり、この妥当性は単に美的な観点に限られます。

古い年度について情報公開していないことについては、制度開始時からの全ての年度の情報を公開することで、該当のページ数が増加してサイト全体としてのバランスが悪くなり、サイト全体の容量も増大するなどの編集上あるいは技術的な問題を避ける意味で妥当性があります。このことは過去に公開していたページで、現在公開していないページがあることからもうかがえます。

しかし、この妥当性はあくまで編集上あるいは技術的な観点に限られます。

新しい年度については、2017年8月13日現在、実施機関は今年度および平成28年度の開催状況を公開していません。今年度については、まだ一度も開催されていないためとも考えられますが、昨年度については、単に作業が遅れているためと思われ、公開しない合理的な理由は考えられません。

このように、大阪府のサイトで公開されている情報が一部の年度に限られていることに、情報公開の趣旨に関係する合理的な理由はありません。

古い資料を公開しないことについて、実施機関は会議の名称が変更されたことを公開しない理由に追加しています。しかし、名称変更前後の規則の条文・それぞれの会議の議事録等の内容・各委員等の職歴等を含むそれぞれの会議の名簿を比較検討いただければ、両方の会議が同じ目的を持つ継続性を持った会議であることが確認できるはずです。

ところで、現在、私は大阪府を相手取って損害賠償請求訴訟を行っています。今回の情報公開は裁判に伴う情報収集の一つとして行ったものです。実施機関における裁判の担当部局は、今回の公開を担当している部局と同じであり、今回の公開請求が裁判に関係したものであることも承知しているはずです。そこで、考えすぎかもしれませんが、今回の実施機関の決定は、公開した資料が裁判で被告にとって不利な資料として使われる可能性を考えたものであるという可能性もあります。もし、そのような判断で決定を行ったのだとしたら、明らかに不当な決定なので、担当部局に対して、今回の決定に裁判が関係しているかどうかについての確認もお願いします。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 審査請求について

審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由において、議事録の公開と委員名簿の公開について求めているが、委員名簿の公開については、本件各決定に含まれていない。このことについて平成29年7月3日午前に審査請求人から電話があり、事実誤認をしていたので、委員名簿の件については別途公開請求することを確認がなされている。したがって本弁明書では議事録の公開についてのみ弁明を行うものとする。

(3) 弁明の理由

ア 本件請求の議事録を非公開と決定した部分の条例第8条第1項第4号の該当性について
条例第8条第1項第4号には、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」について、公開しないことができると定められている。

本件公開情報のうち、審査請求人が言う「教員の資質に関する諮問委員会」とは、教育

公務員特例法（以下「教特法」という。）第25条の2（現在は第25条）に定められた「児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を行い、実施機関が指導改善研修の終了時に、児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行う際、実施機関の対応案について意見を述べる外部機関である。

実施機関は、この認定において指導の改善が不十分で、なお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、教特法第25条の3（現在は第25条の2）に基づき免職その他の必要な措置を講じなければならない。

本件公開情報のうち、非公開とした「教員の資質に関する諮問委員会議事録」は、実施機関が改善の程度を認定するための意思決定過程の記録であり、その程度によっては免職その他の必要な措置を講じるために必要かつ重要な情報である。

委員による発言内容の部分は、会議における意思決定過程に相当する内容であることが認められ、また、出席者による率直な発言が記載されていることから、出席者においては自身の発言内容が公表されないとの前提で発言しているものと思料される。

もし仮に、議事録が開示され意思決定過程が公表されることが前提となれば、指導改善研修における改善の程度を認定する際に、実施機関の公平・公正な判断を阻害し、適正な事務の執行に支障をきたすことになる。

イ 議事録を非公開と決定した部分に係る審査請求の理由に対する弁明について

審査請求人は、会議の議事録は、実施機関がインターネット上のサイトにおいて以前より議事録等の内容を含む情報を編集して公開しているから、同項に該当しないことは明らかであると主張しているが失当である。

(ア) 実施機関がインターネット上のサイトで公開しているものは、「大阪府教員の資質向上審議会」の開催状況であり、「教員の資質に関する諮問委員会」のものではない。

(イ) 平成24年11月1日に「教育公務員特例法第25条の2の指導改善研修等に係る認定等の手続きに関する規則」の一部が改正され公布された。この改正の主旨は「教員の資質に関する諮問委員会」を大阪府附属機関条例により設置される審議会と位置づけ、あわせて名称を「大阪府教員の資質向上審議会」とするものである。

(ウ) 「附属機関の設置及び運営に関する指針」の3(3)②に「会議録等の公表」として「審議の結果や答申の内容については、附属機関の性質上、秘密性の保持が必要とされるものを除き、幅広く府民に公表するよう努めること。」とあり、これをうけて平成24年11月1日以降に開催された「大阪府教員の資質向上審議会」については開催状況をインターネット上に公開しているのである。その内容は、開催日と対象教員の課題の概要と審議会の意見（結果）を簡潔に記したものである。

(エ) 審査請求人は「教員の資質に関する諮問委員会」の議事録の全部公開を求めているが、諮問委員会は大阪府の附属機関ではないことと、上記(3)アで既述したように、実施機関が、審査請求人に対する指導改善研修における改善の程度を認定する際の意思決定過程を記録したものであり、実意思決定過程が公表されることが前提となれば、出席者が率直に発言しなくなることが考えられ、指導改善研修における改善の程度を認定する際に、実施機関の公平・公正な判断を阻害し、適正な事務の執行に支障をきたすことに

なることから議事録の公開をしないものである。

(オ) 本件非公開決定は、条例に基づき非公開を行ったものであり、第8条第1項第4号には、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」について、公開しないことができると定められていることから、非公開とすることは適法である。

以上の理由により、議事録の公開に係る本件非公開決定は条例第8条第1項第4号の規定により、非公開としたものである。

(4) 結論

以上のとおり、議事録の公開に係る本件非公開決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

(1) 「教員の資質に関する諮問委員会」議事録

弁明書では議事録を非公開と決定した理由について、条例第8条第1項第4号をその根拠としているが、条例第9条第1号も当然、その根拠に含まれると考える。

条例第9条第1号には、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」について、公開してはならないと定められている。

弁明書にも記載しているが、「教員の資質に関する諮問委員会」とは、教特法第25条の2（現在は第25条）に定められた「児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、指導改善研修を行い、実施機関が指導改善研修の終了時に、児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行う際、実施機関の対応案について意見を述べる外部機関である。

非公開とした「教員の資質に関する諮問委員会」議事録には、委員の発言内容が記録されており、当該教諭等の性格、考え方、勤務校での勤務意欲や勤務の様子、健康状態、発達障がい傾向があるといった特性等、個人のプライバシーに関することが含まれている。

これらの情報は条例第9条第1号に該当するものであるから、非公開とすることは適法かつ妥当である。

(2) 「教員の資質に関する諮問委員会」次第

弁明書には、次第について部分公開と決定した理由を記載していないが、決定通知書の「公開しないことと決定した理由」のとおり、条例第9条第1号をその根拠としている。

条例第9条第1号には、「個人識別情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」について、公開してはならないと定められている。

非公開とした「教員の資質に関する諮問委員会」次第には、議案となる当該教諭等の氏名、所属名が記録されている。

これらの情報は条例第9条第1号に該当するものであるから、非公開とすることは適法かつ妥当である。

(3) 委員の出欠に関する記録

弁明書には、委員の出欠に関する記録について不存在による非公開決定とした理由を記載していないので、補足説明する。

審査請求人は、本件行政文書公開請求書において議事録の公開を求めており、出席者に関する記録が議事録に含まれない時はそれを含む関係書類と記載している。したがって、諮問委員会そのものに係る資料（会議の資料）を請求されていると理解し、そうした資料に委員の出欠を記載したものは存在しなかったため、作成していないとの理由を付して、不存在による非公開決定とした。

審査請求人は、審査請求書において「委員は日当・旅費の支給を受けるはず」と述べているが、報酬、旅費に係る経費支出関係書類は、諮問委員会そのものに係る資料に該当するとは考えていない。

このため、不存在による非公開決定としたことは適法かつ妥当である。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件審査請求の対象行政文書について

本件請求に係る対象行政文書は、「教員の資質に関する諮問委員会」（以下「諮問委員会」という。）の次第及び議事録並びに委員の出欠及びその他の出席者に関する記録が記載された文書である。

なお、審査請求書に記載された「名簿」については、審査請求人から事実誤認をしていたとの連絡があったと実施機関が述べていること、また、当審査会事務局において、諮問委員会委員名簿の行政文書公開請求が別途、行われていることが確認できたことから、本件審査請求の審査の対象外とする。

3 本件部分公開決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件部分公開決定について、条例第9条第1号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(2) 条例第9条第1号該当性について

本件部分公開決定の対象行政文書は、平成21年度から平成24年度までに行われた諮問委員会の次第である。当該次第には、標題、開催日時、場所、議案、報告、連絡事項等が記載されており、そのうち非公開とした部分は、諮問委員会の議事及び報告の対象となっている教員の氏名及び所属学校名（市町村立学校にあっては、当該市町村名を含む。）である。これらの情報は、公開することにより特定の個人が識別され得ることから、（1）ア及びイに該当する。

教特法によると、実施機関は児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、指導の改善を図るために必要な事項に関する指導改善研修を行わなければならないとされているが、諮問委員会は、実施機関が指導改善研修の終了時に、指導の改善の程度に関する認定を行う際、実施機関の対応案について意見を述べる外部機関である。諮問委員会の議事及び報告の対象となっている教員にとって、児童等に対する指導が不適切であるとして指導改善研修の対象となった事実は、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報といえ、（1）ウに該当することから、非公開が妥当である。

4 本件非公開決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件非公開決定について、条例第8条第1項第4号及び条例第9条第1号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第4号について

行政が行う事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれがあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものもある。

このような支障を防止するため、これらの情報は公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものは、公開しないことができる旨を定めている。

本号の「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法等に基づく不服申立てをいい、類似の事務として争訟に発展するおそれのある紛争がある。

また、本号のおそれのあるものに該当して公開しないことができるのは当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

(2) 条例第8条第1項第4号該当性について

本件非公開決定の対象行政文書は諮問委員会の議事録である。諮問委員会の議事録に記載されている情報は、3(2)で述べたことからして、諮問委員会の議事及び報告の対象となっている教員の人事管理に関する情報であることは明らかであるから、(1)アの要件に該当する。

次に、(1)イの要件に該当するか否かを検討する。

ア 当審査会において、当該諮問委員会の議事録を見分したところ、出席者の発言内容の部分は、諮問委員会における意思決定過程に相当するものであること、また、出席者による率直な発言が記載されており、出席者においては自身の発言内容が公開されないとの前提で発言しているものと認められる。そのため、議事録が公開されることが前提となれば、出席者が発言を控えるなど、実施機関の対応案について適切な意見を述べることができなくなることが予想され、ひいては、実施機関の公平・公正な判断を阻害し、適正な事務の執行に支障をきたすと考えられる。よって、出席者の発言内容の部分については(1)イの要件に該当し、非公開が妥当である。

イ 諮問委員会の議事録には、文書題名及び実施機関が本件部分公開決定により公開した次第に記載された情報に相当する情報が含まれているが、これらの情報は、公開したとしても実施機関の事務の執行に特段の支障をきたすとは認められず、（１）イの要件に該当せず、公開すべきである。

ウ 実施機関によると、平成２４年１１月１日に「教育公務員特例法第２５条の２の指導改善研修等に係る認定等の手続きに関する規則」を一部改正し、諮問委員会を大阪府附属機関条例により設置される審議会と位置づけ、名称を「大阪府教員の資質向上審議会」（以下「審議会」という。）としたとのことである。また、「附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会の開催状況のうち、開催日、対象教員の所属校種、職名及び年齢、当該教員に係る課題の概要並びに審議会の意見（結果）は簡潔にまとめられて、インターネット上で公表されている。

審査請求人は、諮問委員会と審議会は同じ目的を持つ継続した機関であり、また、公開を求める情報は現在公表されている審議会の開催状況と同種の情報であることから、条例第８条第１項第４号に該当しない旨主張する。一方で、実施機関は、諮問委員会は審議会と異なり大阪府附属機関条例により設置された附属機関ではなく、審査請求人の主張は当たらないと主張する。

諮問委員会と審議会は、同じ根拠法令に基づき設置された機関であり、また、当審査会において審議会と諮問委員会の議事録を見分したところ、その審議内容に大差がないことからすれば、審議会において公表している情報に相当する情報については、公開したとしても実施機関の事務の執行に特段の支障をきたすとは認められない。具体的には、諮問委員会の結果は、審議会において公表している情報のうち、審議会の意見（結果）に相当する情報であり、当該情報については、（１）イの要件に該当せず、公開すべきである。

エ 諮問委員会の議事録の一部に、委員会当日に結果保留となった案件のその後の対応を記載した部分があるが、このうち、議案名、諮問委員会の議事及び報告の対象となっている教員の所属校種及び職名並びに諮問委員会の結果については、イ及びウにおいて検討したように、（１）イの要件に該当せず、公開すべきである。

（３）条例第９条第１号該当性について

実施機関は、諮問委員会の議事録は条例第９条第１号にも該当すると主張しているため、以下検討する。

諮問委員会の議事録には、（２）で述べた情報の他、当該諮問委員会の議事及び報告の対象となっている教員の氏名及び所属学校名（市町村立学校にあつては、当該市町村名を含む。）が記載されており、これらの情報は、３（２）で述べたとおり、本号に該当し、非公開が妥当である。

なお、（２）イからエまでにおいて公開すべきとした情報については、教員の氏名及び所属学校名（市町村立学校にあつては、当該市町村名を含む。）を本号により非公開とすることから、特定の個人が識別され得る情報とはいえず、３（１）イの要件に該当しないので、本号により非公開とすることはできない。

５ 本件不存在決定に係る具体的な判断及びその理由について

（１）平成１３年度から平成２０年度までの諮問委員会の議事録その他関係書類について

実施機関は、平成13年度から平成20年度までの諮問委員会の議事録については7年の保存年限を超えているため管理していないとして、本件不存在決定を行っている。

当審査会において、実施機関に諮問委員会の議事録を含む関係書類の保存期間及び保存状況を確認したところ、保存期間は平成22年度までは7年、それ以降は5年とのことであり、保存期間経過後には速やかに廃棄しているとのことである。

現に、本件請求時には保存期間内にあった平成21年度から平成24年度までの諮問委員会の議事録については、本件請求に対する対象文書として特定の上、非公開決定が行われていることからすれば、平成13年度から平成20年度までの諮問委員会の議事録を含む関係書類について管理していないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められず、当該議事録に係る不存在決定は妥当である。

(2) 平成21年度から平成24年度までの諮問委員会委員の出欠及びその他の出席者に関する記録、報告に関する記録並びに連絡事項に関する記録が記載された文書について

審査請求人は、諮問委員会委員の出欠及びその他の出席者に関する記録、報告に関する記録並びに連絡事項に関する記録が諮問委員会の議事録に含まれていないときは、それらの情報が記載された文書を公開するよう求めている。実施機関は、保存期間内にある平成21年度から平成24年度の諮問委員会そのものに係る文書を確認した上で、それらの情報を記載した文書は作成していないとして本件不存在決定を行っている。

ア 委員の出欠等について、審査請求人は、諮問委員会の決定の有効性に関わる重要事項であること、また、委員は日当・旅費の支給を受けるはずであることから、何ら記録を作成していないという理由は不当である旨、主張する。一方、実施機関は、議事録には委員の出欠状況等を示す記載がなく、また、諮問委員会に提示する資料として、そのような文書を作成する必要がないこと、さらに、請求内容から審査請求人は諮問委員会そのものに係る文書の公開を請求していると理解したことから、委員報酬や旅費に係る支出関係書類は存在するものの、それらは諮問委員会そのものに係る文書に該当しないと考えると主張する。

しかしながら、審査請求人は、請求内容に「委員の出欠およびその他の出席者に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類」と記載し、委員の出欠等について議事録に記載のない場合は議事録以外の文書を公開するよう求めており、請求対象を諮問委員会そのものに係る文書に限定していないことは明らかである。したがって、実施機関は、委員報酬や旅費に係る支出関係書類など、委員の出欠等に関する情報を記載した文書を本件請求の対象文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

イ なお、報告及び連絡事項に関する記録について、審査請求人は特に主張を行っていないが、3及び4で述べたことからすれば、次第及び議事録に記載されたそれらの記録は、条例第9条第1号に該当するとして非公開が妥当と判断した部分を除き、結果的に公開されることになると思われる。

報告及び連絡事項に関する記録の不存在決定には疑問の残るところがあり、実施機関においては、請求内容をよく確認するとともに、行政文書に記載された情報を的確に把握し、請求に対して適切な決定を行うようにされたい。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は反論書において、実施機関に対して自身が提起している損害賠償請求訴訟が本件決定に関係しているか否かについて確認を求めているが、損害賠償請求訴訟が提起されているか否かは、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子

行政文書の名称	公開が妥当と判断した部分
平成21年度 第1回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、26文字目から29文字目 ・ 23行目から25行目の全部 ・ 26行目の1文字目から9文字目、13文字目から16文字目、24文字目から26文字目 <p>【2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目の全部 ・ 3行目の1文字目から9文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 12行目の全部 ・ 13行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、23文字目から25文字目 ・ 23行目の全部 ・ 24行目の1文字目から7文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 36行目の全部
平成21年度 第2回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 14行目の全部 ・ 15行目の1文字目から10文字目、16文字目から19文字目、27文字目から29文字目 ・ 29行目の全部 <p>【2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、23文字目から25文字目 ・ 6行目の全部 ・ 7行目の1文字目から7文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 16行目の全部 ・ 17行目の1文字目から9文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 27行目の全部

	<p>【3ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から7文字目、10文字目から14文字目、22文字目から24文字目 ・ 15行目の全部 ・ 16行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、25文字目から27文字目 ・ 20行目の全部
<p>平成21年度 第3回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から10文字目、15文字目、16文字目、24文字目から26文字目 ・ 28行目の全部 ・ 29行目の1文字目から10文字目、16文字目から19文字目、27文字目から29文字目 <p>【2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8行目の全部 ・ 9行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 11行目の全部 ・ 12行目の1文字目から8文字目、12文字目、13文字目、16文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 23行目の全部 ・ 24行目の1文字目から10文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 29行目の全部 <p>【3ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から8文字目、11文字目から15文字目、23文字目から25文字目 ・ 14行目の全部 ・ 15行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、26文字目から28文字目 ・ 19行目から20行目の全部 ・ 21行目の1文字目から5文字目、8文字目、9文字目、12文字目から14文字目、21文字目から23文字目
<p>平成22年度 第1回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から2行目の全部 ・ 3行目の1文字目から10文字目、13文字目から16文字目、23文字目から25文字目 ・ 41行目から42行目の全部

<p>平成22年度 第2回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 20行目の全部 ・ 21行目の1文字目から9文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 37行目の全部 <p>【2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から10文字目、15文字目、16文字目、24文字目から26文字目 ・ 20行目の全部
<p>平成22年度 第3回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から10文字目、13文字目から16文字目、24文字目から26文字目 ・ 20行目から21行目の全部 ・ 22行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 38行目から39行目の全部 <p>【2ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 24行目から25行目の全部 ・ 26行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、16文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 38行目から39行目の全部 <p>【3ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目の1文字目から10文字目、13文字目から16文字目、23文字目から25文字目 ・ 21行目の全部 ・ 22行目の1文字目から10文字目、15文字目、16文字目、24文字目から26文字目 ・ 32行目の全部
<p>平成22年度 第4回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<p>【1ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 28行目から29行目の全部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【2ページ】 ・ 7行目から8行目の全部 ・ 9行目の1文字目から10文字目、13文字目から16文字目、23文字目から25文字目 ・ 19行目の全部 ・ 20行目の1文字目から10文字目、15文字目、16文字目、24文字目から26文字目 ・ 40行目の全部 【3ページ】 ・ 1行目の1文字目から10文字目、13文字目から16文字目、24文字目から26文字目 ・ 21行目の全部 ・ 22行目の1文字目から10文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 34行目の全部 ・ 35行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【4ページ】 ・ 13行目の全部 ・ 14行目の1文字目から8文字目、11文字目、12文字目、16文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 19行目の全部
<p>平成23年度 第1回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【1ページ】 ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、24文字目から26文字目 【2ページ】 ・ 1行目の全部 ・ 2行目の1文字目から11文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 ・ 15行目の全部 ・ 16行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【3ページ】 ・ 2行目の全部 ・ 3行目の1文字目から11文字目、15文字目から18文字目、33文字目から35文字目 ・ 25行目の全部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、24文字目から26文字目 【4ページ】 ・ 8行目の全部 ・ 9行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 ・ 24行目の全部
<p>平成23年度 第2回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【1ページ】 ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から11文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 【3ページ】 ・ 28行目の全部 ・ 29行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、15文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【4ページ】 ・ 25行目の全部 ・ 26行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【6ページ】 ・ 17行目の全部 ・ 18行目の1文字目から11文字目、15文字目から18文字目、33文字目から35文字目 【7ページ】 ・ 23行目の全部 ・ 24行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、24文字目から26文字目 【8ページ】 ・ 29行目の全部
<p>平成23年度 第3回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【1ページ】 ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から11文字目、15文字目から18文字目、26文字目から28文字目 【5ページ】 ・ 9行目の全部 ・ 10行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【8ページ】 ・ 22行目の全部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、24文字目から26文字目 【10ページ】 ・ 16行目の全部 ・ 17行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、25文字目から18行目の全部 ・ 19行目の全部
平成24年度 第1回 「教員の資質に関する 諮問委員会」議事録	<ul style="list-style-type: none"> 【1ページ】 ・ 1行目から3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、24文字目から26文字目 ・ 20行目の全部 ・ 21行目の1文字目から11文字目、14文字目から17文字目、25文字目から27文字目 【2ページ】 ・ 3行目の全部 ・ 4行目の1文字目から7文字目、10文字目、11文字目、14文字目から16文字目、24文字目から26文字目 ・ 18行目の全部

- ・ 行数については、空白行を含まない。
- ・ 文字数については、当該行に記載されている文字を左から数えたもので、句読点、括弧等の記号及び文中の空白も1文字としている。(空白については、連続している場合も1文字としている。)

1 部分公開決定

行政文書の名称	公開しないことと決定した部分	公開しない理由
平成21年度から平成24年度までの「教員の資質に関する諮問委員会」次第 ・開催日時・場所に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類	氏名 所属名	条例第9条第1号に該当する。 個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。

2 非公開決定

行政文書の名称	公開しない理由
平成21年度から平成24年度までの「教員の資質に関する諮問委員会」議事録 ・府教委からの諮問案の内容が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類 ・「対象教員の校種・職名・年齢」「課題の概要」「審議会の意見」の内容で議事録に含まれないものがあるときはそれを含む関係書類	条例第8条第1項第4号に該当する。 実施機関が行う教員の指導改善研修の対象となる者の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

3 不存在による非公開決定

行政文書の名称	公開しない理由
平成13年度から平成20年度までの「教員の資質に関する諮問委員会」議事録	これらについては7年の保存年限を超えているので管理していないため。
平成21年度から平成24年度までの「教員の資質に関する諮問委員会」議事録 ・委員の出欠およびその他の出席者に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類 ・報告に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類 ・連絡事項に関する記録が議事録に含まれないときはそれを含む関係書類	これらについては作成していないため。